

人材紹介手数料に関するご案内

当社は人材紹介手数料に関し、下記の内容で厚生労働大臣に届出を行い、受理されております。実際に適用する手数料につきましては、契約書等により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

株式会社東京海上日動キャリアサービス

有料職業紹介手数料表

サービスの種類 及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	<p>成功報酬 ＜期間の定めのない雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者に交付された内定書・労働条件通知書等に記載の<u>年収額の100%</u>、または、<u>10,000,000円</u></p> <p>＜期間の定めのある雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者に交付された内定書・労働条件通知書等に記載の<u>雇用期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年分)の賃金の100%</u>、または、<u>10,000,000円</u></p> <p>成功報酬については、上記いずれかの高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	<p>成功報酬 当該求職者に交付された内定書・労働条件通知書等に記載の<u>年収額の100%</u>、または、<u>10,000,000円</u></p> <p>成功報酬については、上記いずれかの高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p>
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	<p>着手金 3,000,000円 中間金 応募する求職者情報を求人者に提供した場合に1名あたり200,000円 活動費 活動1日あたり 50,000円</p> <p>成功報酬 ＜期間の定めのない雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者に交付された内定書・労働条件通知書等に記載の<u>年収額の100%</u>、または、<u>10,000,000円</u></p> <p>＜期間の定めのある雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者に交付された内定書・労働条件通知書等に記載の<u>雇用期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年分)の賃金の100%</u>、または、<u>10,000,000円</u></p> <p>着手金、中間金、活動費、成功報酬についてはいずれも、上記いずれかの高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p>
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	<p>着手金 相談・助言者1名あたり 1,000,000円 相談・助言終了時報酬 相談・助言者1名あたり 1,000,000円 成功報酬 相談・助言者1名あたり 1,000,000円</p> <p>着手金、相談・助言終了時報酬、成功報酬についてはいずれも、上記の範囲内で個別に関係先雇用主と契約書等にて定める手数料を適用します。</p> <p>手数料負担者は関係先雇用主とします。</p>

※上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-010357

事業所の名称 株式会社東京海上日動キャリアサービス 本社

事業所の住所 東京都新宿区新宿6丁目27番30号 新宿イーストサイドスクエア6階

(2013年8月20日東京労働局届出・受理、2013年9月1日適用開始)

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の責に帰すべき事由により入社後6ヶ月以内に退職する等して雇用が終了した場合は、受領した手数料のうち次の割合を返戻する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に退職した場合 50%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に退職した場合 25%
- (3) 入社後3ヶ月超6ヶ月以内に退職した場合 5%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、下記の割合となります。

- (1) 入社後6ヶ月以内に退職した場合 5%